平成29年度大阪府農業振興地域整備審議会　議事概要

日時：平成３０年３月２９日（木）午前１０時から

場所：大阪赤十字会館３階３０３会議室

第１号議案　大阪府農業振興地域の変更

（事務局説明）

○農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法より定められており、限られた資源である農地のうち、特に生産性の高い優良農地の、持続的な確保と有効利用を進めることにより、国土の健全な利用に寄与することを目的としています。

○まず最上位に国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」があり、その指針に基づき都道府県が定める「農業振興地域整備基本方針」があります。そして市町村が定める「農業振興地域整備計画」があるという構成になっています。

○大阪府内における農業振興地域の現状ですが、総合的に農業の振興を図るべき地域として、４３市町村のうち、２１市町村で農業振興地域の指定をしています。

○指定面積は、約３万２千haあり、これは大阪府の全面積の約17%にあたります。

○農業振興地域の指定を受けた各市町村は、10ha以上のまとまりのある農地等を農用地区域として指定します。

○府内における農用地区域指定農地の面積は平成28年末時点で4,815haとなっており、農業振興地域内では、約半分の農地が農用地区指定されているという現状です。

○それでは本日の第１号議案、「大阪府農業振興地域の変更」についてご説明申し上げます。

○農振法第６条に、「市街化区域は農振地域に指定してはならない」とあり、今回の案件は、市街化区域を含まない形に区域を変更する、外形的には農振地域から除くという案件です。

○今回変更をおこないますのは「高槻市成合東の町、南の町」となっています。

○農振地域から除かれる面積は14.4haとなっており、農用地区域は含まれておりません。そのうちおよそ４haが現況農地となっております。

○本地区は新名神高速道路の開通に伴い、新たに設置される高槻インターチェンジ直近に位置しており、それを活かした計画的な市街地の形成が見込まれるため、市街化区域に編入される予定となっております。そのため、当該地域においては今後農業の振興を図ることが困難であるということから、農振地域の変更を行うものです。

○今後、大阪府と高槻市との間で協議をおこない、大阪府公報で告示をすることにより変更が確定することとなります。

○以上で説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いします。

（質疑応答）

特になし→原案どおり承認

第２号議案　大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

（事務局説明）

○農振法第５条に、「国基本指針の変更があったときは府基本方針を変更するものとする。」とあります。

○平成２７年末に、国が基本指針の変更を行ったことから、それに基づき、府基本方針を変更するものです。

○国の基本指針の背景となっている主な法律及び計画につきましては、まず農地中間管理機構による農地の利用集積を定めた「農地中間管理事業の推進に関する法律」、食料自給率向上を目的として、そのための作付け面積や耕地利用率を定めた「食料・農業・農村基本法」、市街地及びその周辺地域における農業の振興について定めた「都市農業振興基本法」があげられます。

○国の基本方針の内容について、ご説明します。今回の変更の最も大きな点としては、国としてはじめて、農用地確保の目標面積を減として設定したことです。

○食料自給率向上のためには、農用地面積を増加させる必要があるという考えのもと、国は従来から目標値をプラス設定してきたわけですが、近年における荒廃農地の発生の加速化等により、実際の面積と目標面積の乖離が著しいということと、既存農用地をより持続的かつ効率的に利用することが最も重要であるとの考え方の転換により、平成３７年の目標面積を２万ha減の４０３万haと設定したものです。

○そのための最も重要な施策として、農地中間管理機構による担い手への利用集積が挙げられています。

○主力農業者の耕作面積を拡大することが生産量の増と荒廃農地化の抑制になるとの考えです。

○国の指針には、都道府県における農用地面積の目標設定の基準について触れられており、後ほどご説明する府内農用地の目標面積の設定については、この基準に基づいています。

○農業振興地域の指定基準やその他項目については、平成２２年の基本指針と大きく変更はありません。

○以上の国の基本指針に基づき、大阪府は平成３７年を目標年とした基本方針を策定こととなります。

○次に、府基本方針（案）の変更要旨ご説明申し上げます。

○今回の府基本方針の変更に向けての考え方としては、後ほど報告事項としてご説明いたしますが、平成２０年に制定した「都市農業・農空間条例」にある、担い手の育成確保のための「大阪版認定農業者制度」と５ha以上の優良農地について定めた「農空間保全地域制度」、この２つの大阪府独自の制度を有効かつ積極的に活用するとともに、国の再重要施策でもある農地中間管理機構制度に関する具体的な方針について、大阪府が平成２６年に定めた、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」による利用集積目標との整合を図ることにより、持続的かつ効率的な大阪農業の実現と農空間の保全・活用をめざすという考え方に基づき、関係機関と協議の上で、基本方針策定手続きを進めてまいります。

○次に、基本方針の第１にある、府内における農用地の確保目標面積についてご説明申し上げます。

○まず、近年の農用地面積の減少傾向について、転用目的による農用地除外や市町村がおこなう基礎調査による除外などにより、過去の傾向から年間およそ３haの減少が見込まれます。また、農地の荒廃化、いわゆる遊休化に耕作地の減少についても、同じく年間およそ３haの減少が見込まれます。

○仮にこの傾向が今後も継続し、かつ何も施策を講じないとすると、府内の農用地面積は、平成３７年には６６haが減少し、４,５４２haになると推定されます。

○これに対して、施策効果による増加面積を推定し、目標面積に反映させました。

○先ほどご説明いたしました、「農空間保全地域制度」に基づく農地の利用促進計画の実施により荒廃農地の発生抑制と再生が見込まれる面積をそれぞれ１３haと８haとし、農地中間管理事業の実施により、担い手への利用集積が進み、荒廃農地の発生抑制と再生が見込まれる面積をそれぞれ１１haと８ha、ほ場整備事業の実施による農振白地部分の農用地区域への追加編入を２haと推定しました。

○以上より、平成３７年の農用地区域内の農地の確保目標面積を、平成２６年から２４ha減の４,５８４haと設定しました。

○減少割合は、0.5％となっており、国の目標値である0.5%とほぼ同等となっております。

○今後は、関係する諸計画との整合を図るため、関係機関との調整をおこなうなど、府基本方針の変更作業を進めていく予定です。

（質疑応答）

特になし→原案どおり承認

第３号議案　部会の設置について

（事務局説明）

〇昨年の審議会で報告した新たな「おおさか農政アクションプラン」については昨年8月に策定した。

〇このプランについては、毎年点検評価の上、次年度の取り組みにつなげるいわゆるＰＤＣＡサイクルを行うとされており、部会において評価・点検を行っていただく。

〇要綱案のとおり部会の構成としては、審議会委員1名、専門委員２名としており、部会での検討内容については、次の審議会に報告することとしている。

（質疑応答）

〇要綱の施行日はいつになるのか。

→内部の決裁後速やかに施行したい。

〇会議開催の頻度については？

→基本的には年１回程度と考えている。

原案どおり承認

報告事項（資料に基づき報告）

　①生産緑地法の改正について

　②相続未登記農地等の利用促進について

　③大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の一部改正について

　④農地中間管理機構関連農地整備事業について

　⑤大阪農空間づくりプラットフォームについて